

| | |
|----|--|
| 質問 | <p><u>農地の荒廃について</u></p> <p>外来有害植物のナガエツルノゲイトウについては大きな問題となっておりますが、市内においてははまだ水田での繁殖は見られないようです。</p> <p>一方、同じ外来有害植物であるヒレタゴボウは、市内の広い範囲の水田で繁殖しています。5年ほど前から水田で目に付くようになりました。</p> <p>田んぼの有害雑草としては、コナギやノビエがよく知られていますが、これらは吸肥力が強く、稲の成長を阻害するので収穫量が減少します。ヒレタゴボウは稲刈り時に茎が太くなり、コンバインで収穫することが困難になります。そのため、写真にありますように少ないところだけ刈って、たくさん生えているところは放置され、田んぼが虎刈り状態になります。コナギやノビエは稲刈りには支障がありません。</p> <p>市内某所の水田では、この虎刈り状態が多くみられ、異様な風景となっております。私は某所で水田耕作をしていますが、年々田んぼの荒廃が進み、何とか改善できないものかと市役所農業政策課に訴えてきました。</p> <p>今まで3回市役所と現地確認調査をしました(22年10月31日、23年11月14日、25年10月24日)。</p> <p>22年11月に以下の内容を要望しました。</p> <ol style="list-style-type: none">1 内の農地の実態を市役所と地域の農業関係委員が調査すること2 調査が終わった時点で、荒廃の原因を検討すること3 具体的な対策を県の指導を仰ぎながら行うこと <p>しかし、要望が実現されず、荒廃が進行しましたので、23年11月14日に再度現地確認しました。その際、農業政策課と農業委員会事務局は「田んぼが深刻な状況であることはわかるが、農業者に草を刈れとか取れとか言えない」「耕作放棄地になるより、荒れているほうがまし」と言われました。</p> <p>市内にゴミ屋敷があっても、同じ対応をされるのでしょうか</p> <p>最初の現地調査から約3年経過しましたが、荒廃が一層進んでいます。また、ヒレタゴボウに限らず、畔の草刈りがされない、田んぼの草が生え放題、法面には薬などの木が生えています。たとえば、「田んぼのごみ屋敷化」でしょうか</p> <p>農地の荒廃が米の品質、収穫量にとどまるならまだしも、問題なのは景観を大きく損なっていることです。龍ヶ崎全体のイメージを悪くしています。某地区の田んぼの外周は、ニュータウンに囲まれ、犬の散歩やウォーキングに利用される方がたくさんいます。もし、SNSで「日本一荒れている田んぼ」と発言、拡散されたら取り返しのつかないことになります。</p> <p>今年の10月24日に現地調査をしたときに、農業政策課の職員が虎刈りの田んぼを見て、田んぼと思わなかったといわれるほどひどくなっています。3年間農業政策課に改善を訴えてきましたが、改善の見通しが立ちませんので今回市長への手紙という形にしました。</p> <p>この問題は、龍ヶ崎市の根幹にかかわる問題です。</p> |
|----|--|

| | |
|-----------|--|
| | <p>どうか農業政策課と現地を見てください。</p> |
| <p>回答</p> | <p>ご指摘の外来植物「ヒレタゴボウ」につきましては、市内においても発生の増加が確認されております。改めて発生農地を確認したところ、本田や畦畔に繁茂しており、米の減収や近隣農地への拡大、さらには田園の景観を損い、市民の農業への理解低下につながるなど様々な影響が懸念されます。特に土地利用型農業において、持続可能な農業を実現して行くためには、雑草の繁茂を防ぐ草刈りなど、農地の適正な管理は、非常に重要であると認識しております。</p> <p>農地の保全につきましては、農地法第2条の2において、「農地について所有者又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と定められております。このことから、農業委員会におきましても、雑草や病虫害防除等に関する情報について、総会や各種研修会等の機会を通じて、適宜、周知や注意喚起を行っているところでございます。</p> <p>また、農業政策課におきましても、11月4日開催の認定農業者連絡協議会において、「ヒレタゴボウ」及び市内で繁茂が確認されている「ナガエツルノゲイトウ」の防除対策について、研修を実施いたしました。しかしながら、当協議会の研修では認定農業者を対象とした内容となりますことから、市内の水稻農業者に広く注意喚起を行うため、毎年3月に送付している生産調整実施計画書にも「ナガエツルノゲイトウ」及び「ヒレタゴボウ」の防除対策に関するチラシを同封し、適正管理を促してまいりたいと考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、農業を取り巻く環境は、後継者不足、雑草や病虫害の発生、気候変動など様々な要因により、かつてないスピードで急激に変化しており、本市だけの課題ではないと認識しております。これらを踏まえ、農業委員会や茨城県等の関係機関に加え、農地所有者や耕作者の皆様とも連携し、課題解決に向けた対応・対策を検討するとともに、農地の適正な管理について、様々な機会を通じて周知・啓発の充実を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>今後とも本市の農業行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>【担当：農業政策課・農業委員会事務局】</p> |